

中継所搬入時の注意事項

- 中継所ゲートでは、「建設発生土搬入整理券」（以下、「搬入整理券」という）と「搬入車証」が必要です。
 - 搬入整理券は、2トン券、3トン券、4トン券、8トン券（※注）、10トン券の5種類で、中継所名、工事件名、会社名等が記載されています。搬入整理券は一枚毎に固有の番号で管理されバーコードを読み取ることによりコンピュータと連動しデータ管理されています。
車両番号は必ず記入してください。
（※注）8 t券は4 t券2枚1組に「8 t」の表示を加えたものです。**切り離したものは無効**となりますのでご注意ください。
 - 搬入車証には、中継所名、搬入期限、会社名等が記載されています。申込土量内であれば搬入期限内は繰り返し使用できます。搬入期限を過ぎた搬入車証はゲートを通りできません。建設発生土受入事業課の受付窓口において、搬入期限延伸の手続きを取ってください。
なお、中継所ゲートと建設発生土受入事業課の受付窓口の休業日、時間は異なりますのでご注意ください。
- 中継所ゲートでは、事前に登録されたダンプトラック以外はゲートを通りできません。建設発生土受入事業課で追加登録の手続きを行ってください。
- 搬入された土砂の性状により、受入れできないことがあります。
 - ①コンクリート塊、鉄筋、木材、草木、落ち葉等は受入れできませんので、持ち帰っていただきます。
特に鉄筋等が混入していると埋立造成後の土地利用に支障をきたすほか、受入業務に影響が出ますので、十分注意してください。
 - ②含水比が高い土砂は、受入れできません。

4 建設発生土搬入の流れ

